

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第9号～ 第16号	令和2年11月9日～ 令和2年11月20日	伊予市役所	産業建設部 経済雇用戦略課
題 目（テーマ）：伊予市ブランド認定事業について			
提 案 理 由（要旨）			
<p>第9号 デマの拡散について</p> <p>1. ラジオやインターネットで拡散している「日本一の中山栗」は、景品表示法第5条第1号（優良誤認・最上級表現には根拠が必要）に反します。</p> <p>2. ラジオ番組で「佐礼谷は中山の奥」とありましたが、市役所から見て佐礼谷は中山の手前です。</p> <p>第10号 コピーペーストと著作権について</p> <p>1. 「食味がよくて大玉のものが多く、日本一の中山栗といわれています。」の記述について、食味の良さを比較したデータ、日本一であるデータは存在しないと思います。</p> <p>2. 「年平均気温は15.4℃で山間地のため昼夜の気温差が大きく」の記述について、気象庁は中山町での気温観測は行っていません。データの出所が不明確です。</p> <p>3. 「年間降雨量は1,600mmから1,800mm」の記述について、気象庁の年間降水量は30年間の平均値（1,625.9mm）です。平均値にバラツキはありません。</p> <p>4. 「新民鑑月集（しんみんかんげつしゅう）」は常用漢字なので、ふりがなは余計です。</p> <p>5. 「生産量は年間2000貫」の記述について、現代は貫という単位は使えないので、あえて貫を使う意味がわかりません。古文書に貫と書かれていても、現代の単位に咀嚼して文章を作れば良いと思います。</p> <p>6. 「1971年に農水省県芸試験場で交配育成され」の記述について「農林省園芸試験場（現在の農林水産省果樹試験場育種部）」が正しいと思います。</p> <p>7. 「褐色性森林土壌と黄褐色性森林土壌に広く覆われています」の記述について、環境庁の分類名称と異なります。「褐色森林土壌と黄褐色系褐色森林土壌」ではないですか。</p> <p>第11号 リンク先に情報がないことについて</p> <p>経済雇用戦略課が作成したホームページでは外部サイトへのリンクを貼ってありますが、リンクは、より詳細な情報、より具体的な情報、あるいは出典など、読者が必要な情報に素早く辿り着くための道標です。何もない場所に誘導するのは迷惑メールと同じで公序良俗に反します。</p>			

第 12 号 産地偽装について

経済雇用戦略課が進めている「ますます、いよし。ブランド」に認定された、まんじゅうや久保の「栗千樹」は、産地偽装の疑いがあります。

第 13 号 一市民への誹謗中傷について

令和元年度第 1 回伊予市ブランド認定審査会（令和元年 5 月 30 日）において、市政へ意見した一市民に対して、事務局の誘導に便乗して委員が公の場で一市民を中傷する経緯が示されています。今後一市民を悪者にして事務局が言い訳を繰り返すことがないよう、下記を明確にしてください。

伊予市ブランド認定の必須条件には関係法規の遵守等があります。全ての認定品について、認定前の確認内容（以下の項目）を明確にしてください。

認定品名・確認内容（法令の条項号など）・日付・確認者

第 14 号 事実確認しない顧問弁護士と市長の責任について

市は裸麦パンを「水溶性食物繊維の含有量は一般的な食パンの約 10 倍」という不法な表示を行っている。小麦食パンの水溶性食物繊維は 1.9g であり、メーカー公表値の裸麦パン（4.0g）は小麦食パンの約 2 倍である。市の顧問弁護士が「一度市長名で回答している以上、それが全てだ」と言った旨、事実関係を調査することもなく、反社会的な行為の擁護に至っており、弁護ではなく墓穴を掘っているように見える。行為者は、分析法が異なるにも関わらず、また、裸麦と食パンはカテゴリーが異なるにも関わらず、強引に比較し、作為的に 10 倍という数字を作り、今なお商売に使用している。伊予市ブランド認定条件にそぐわないと思うが、市長の考えをお聞かせ願いたい。

第 15 号 伊予市ブランド認知制度の成果指標と認知度について

伊予市ブランド認定事業の成果指標は明確にされているのか。市のホームページにはブランド認定品ごとに生産者の WEB サイトへリンクを張っていますが、伊予市ブランドに認定されたことを明示して拡販に利用しているのは 2 社のみかと思う。何社かは認定された商品ですら掲示していない。さらには市が認定したブランド名を使わず商売している事例もある。成果指標に何を据えているか知らないが、ブランドの定着を考えていないことは明白である。これではブランド戦略にならない。改善をお願いする。

第 16 号 伊予市ブランド名称に違和感がある件について

ますます、いよし。ブランド認定事業について意見する。

1. 取引界において商品の一般的名称であると認識されている「温室みかん」「キウイフルーツ」「乾しいたけ」はブランド名称に使用できないと思う。
 2. 消費者保護の観点からも産地が分かるブランド名称にするべきである。（例：×伊予柑 ○宮内伊予柑）
 3. 他者の登録商標、登録品種を市のブランドとして認定する権利はないように思う。登録商標、登録品種の使用が許諾されていたとしても、権利の所有者は伊予市にはならない。一般的に所有者に配慮した表現とすると思う。
 4. 掲載されている名称とリンク先の商品に合致する表現がない。
- 以上改善をお願いする。

回 答 内 容

伊予市ブランド認定事業に関し、8点にわたって提案、修正等の要求をいただきました。具体的には、令和2年11月9日4件、11月13日1件、11月16日1件、11月20日2件であり、いずれも同一の方からの同趣旨の提案（要求）ですので、一括してお答え致します。

まず、御提案者様の博識多才に心からの敬意を表したいと存じます。

一々の御指摘に対しましては、意図的に法律その他の定めに違背し、又は消費者及び市民の皆様を惑わすなどの意図は毛頭ございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

また、見解の相違も少なからず存在、あるいは誤解に基づく内容も散見します。いずれに致しましても、私共の稚拙な事業運営により、御心配をおかけしたことに對しましては、率直に反省をし、今後活かして参る所存でございます。

改めまして、あれこれの御指摘に対し、心からお礼を申し上げ、遅くなりましたが回答とさせていただきます。